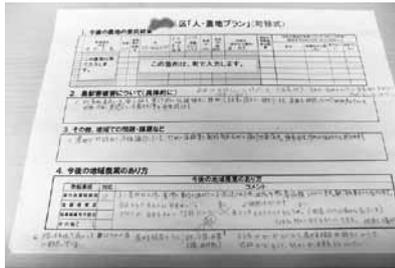
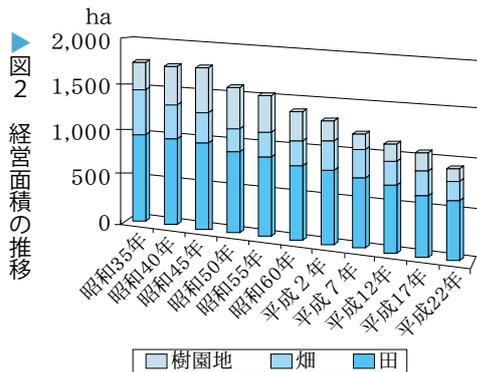
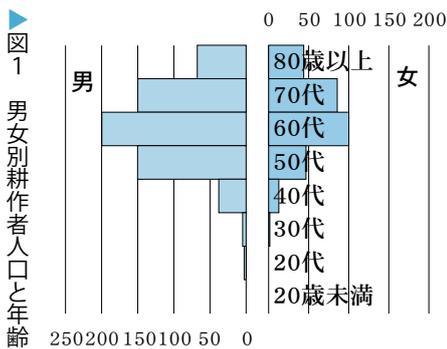


「人と農地」の問題を解決するための プラン作りを進めています

平成24年度から「人・農地プラン」作成に取り組んでいます



農地利用図を作成して地域の問題や課題を洗い出し、町と地域が解決方法を協力して考えていきます（左上は仁田子区が作成した将来の地図、左下は地域から出た問題や課題をまとめたもの）。



■ 町と地域が協力して農業の問題解決を目指します

町では現在、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、「人と農地」の問題の解決に向けて、町と地域が協力し「人・農地プラン」の作成を行っています。

■ 現在の町の状況は？

現在、本町の耕作者年齢は、60歳以上が7割を超えており（図1）、経営面積も10年間で約7000ha減少しています（図2）。

これに伴い、「現在の地域の農地は、どのように利用されているのか」、「荒れている農地や耕作していない農地はないのか」、「今後、誰も耕作する人がいない農地は出てこないのか」、「5年後、10年後の地域の農業は誰が担っていくのか」などの問題や課題が出てきています。

そこで、町と地域が協力してこれらの問題を解決していくために、将来の設計図である「人・農地プラン」を作成しています。

平成24年度は、営農組合や生産組合、新規就農者がいる25地区、平成25年度はそれ

外の21地区についてプランを作成しています。

■ 「人・農地プラン」の作成方法

① プラン作成に当たって、現在の農地の状況と将来の計画について、白地図に色を塗り、農地利用図を作成します。

② 地域の農地利用図を作成する中で、地域での問題や課題を出してもらい、問題解決に向けた方策を、町と地域が協力して考えていきます。

■ 地域の将来を考える大切な「まちづくり」です

農業は、本町を支える重要な産業です。農業の将来を考えることは、地域の将来を考える大切な「まちづくり」です。

町では、今後も地域の皆さんとともに、まちづくりの一環として「人・農地プラン」の作成を行っていきます。

※プランを作成すると、農地集積協力金、青年就農給付金など、国からの支援を受けることができます。詳細は、次ページをご覧ください。

「人・農地プラン」作成で受けられる給付金・協力金

青年就農給付金

町では、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的として、平成26年度から農業を始める予定の人、または平成22年度から平成25年度までに申請しなかった人を対象に、次のとおり「青年就農給付金」の受給者を募集します。

●青年就農給付金「経営開始型」

【内容】 農業を始めてから経営が安定するまでの期間に給付するもの

【給付額】 150万円／年（最長5年間）

【対象者】

1 独立・自営就農時点の年齢が、原則45歳未満（平成22年4月以降の独立・自営就農が対象）

2 前年の所得が250万円未満（初年度除く）

【要件】

次の全ての要件を満たすこと
1 「人・農地プラン」に位置付けられること

2 自らの農地の所有権もしくは利用権を有していること

（親族からの貸借でも可）

3 主要な機械・施設を自ら所有・貸借していること

4 本人名義で生産物を出荷・取引していること

5 本人名義の通帳があり、売上や経費などの経営収支を自らの通帳・帳簿で管理していること

※「人・農地プラン」とは人と農地の問題を解決するための未来の設計図であり、今後、地域農業の中心となる経営体の位置付け、中心となる経営体への農地の集積などを地域の農業者の話し合いにより作成するプランです。

●青年就農給付金「準備型」

【内容】 県が指定した農業研修機関で研修を受ける場合、研修期間中に準備金を給付するもの

【給付額】 150万円／年（最長2年間）

【要件】

※青年就農給付金には、上記に記載した以外にも条件や制限などがあります。詳しくは、お問い合わせください。

▼受付期間

11月1日（金）～29日（金）

農地集積協力金

●経営転換協力金

【内容】 「人・農地プラン」を作成した地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者に給付するもの

【給付額】 10・5畝以下
30万円／戸

2 0・5畝を超え2畝以下
50万円／戸

3 2畝を超えるもの
70万円／戸

【対象者・要件】

1 販売農家で、農業をやめる人
要件：全ての農地を白紙委任するなど

2 販売農家で、土地利用型農業から経営転換する農業者
要件：交付決定後10年間、経営転換した作物の販売や栽培のための農地の新規取得などを行わないこと

3 販売農家で、農業部門の減少により経営転換する農業者
要件：交付決定後10年間、減少した部門の作物の販売や栽培のための農地の新規取得などを行わないこと

4 農地の相続人で、相続後農

業を行わない人

要件：交付決定後10年間、農地の新規取得や農作物の販売を行わないことなど
いずれも、遊休農地を所有する場合は対象外となります。

●分散錯圃解消協力金

【内容】 「人・農地プラン」を作成した地域の中心となる経営体の分散した農地の連担化に協力すると給付されるもの

【給付額】 5,000円／10㍏

【対象者】

地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者または借用して耕作していた農業者

【要件】

地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地を白紙委任すること（中心的な担い手農家の内諾が必要）
なお、遊休農地は対象外となります。

※白紙委任とは、貸付相手を指定しない委任契約です。

▼お問い合わせ先

町産業振興課

☎096-2334-1176
(内線157)

✉kg206@town.kosa.lg.jp